

平成 28 年 4月 10日 山梨市長 殿		整理番号	
住 所	〒0000-0000	フリガナ	ヤマナシ タロウ
	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3	氏 名	山梨 太郎 印
		個人番号	
		性 別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
電話番号	000-000-0000	生年月日	明・大 <input type="radio"/> 昭 <input checked="" type="radio"/>

捺印してください。

太枠内のすべての項目が記載されているか確認をお願いします。記載がない場合は、記入をお願いします。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

個人番号(マイナンバー)についての注意事項

なりすまし防止のため、以下の本人確認書類の添付が必要となります。申請書と併せお送りください。

- ・個人番号カードを持っている場合：「個人番号カードの表裏のコピー」
- ・通知カードを持っている場合：「通知カードのコピー」と「身分証のコピー」
- ・個人番号カードも通知カードもない場合：「個人番号が記載された住民票のコピー」と「身分証のコピー」

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 28 年 4月 1日	10,000 円

以下の2つの項目にチェックがある場合、特例適用の該当者となります。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

「確定申告をする必要のない」方が、ふるさと納税による寄附をした場合にチェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

その年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合にチェックをしてください。

住 所	〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3	受付日付印
氏 名	山梨 太郎 殿	

『ふるさと納税ワンストップ特例制度』について

■ ワンストップ特例の概要

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、ふるさと納税をされた方が、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告や住民税申告を行う必要のない給与所得者や年金所得者の方などである場合に、税務申告手続を簡素化する特例制度です。

寄附をした際にワンストップ特例の申請をされると、寄附先の自治体(山梨市)から、その方の住所地の市区町村に通知を行い、翌年度の住民税でふるさと納税に係る寄附金控除を受けることができます。(平成27年4月1日以降に寄附をされた方が対象です。)

確定申告をされる場合は、所得税と個人住民税から軽減を受けることとなりますが、ワンストップ特例の場合は、所得税の軽減相当額を含め、翌年度の住民税からまとめて軽減を受けることになります。

■ ワンストップ特例の対象者

ワンストップ特例の対象者となる方は、次の二つの条件を満たす方に限ります。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者であること

→ ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。

※ 確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者や年金所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う必要がある方などは対象となりません。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者であること

→ ワンストップ特例申請で寄附をする市区町村数が、年間で5団体以下であると見込まれる方が対象です。

～注意～ ワンストップ特例が無効となる場合

ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加、所得の申告などにより確定申告又は住民税申告を行った場合や、5団体を超える市区町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。確定申告などの際には、寄附金控除の申告を併せて行わなければなりませんのでご注意ください。

■ ワンストップ特例の手続き

ワンストップ特例の適用を希望される方は、「申告特例申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、下記まで送付してください。(記入の際は、裏面の記入例を参考にしてください。)

なお、申請書提出後、寄附された年の翌年1月1日までの間に提出した申請書の内容に変更があった場合(電話番号の変更を除く)は、寄附された翌年の1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。(様式が必要な方は下記までご連絡ください。)

■ 問い合わせ・送付先

〒405-8501 山梨県山梨市小原西843
山梨市役所まちづくり政策課 まちづくり担当
TEL 0553-22-1111(内線2455・2456)
FAX 0553-23-2800
e-mail machizukuri@city.yamanashi.lg.jp